

社会福祉法人運営の手引

平成 2 2 年 1 1 月

函 館 市

目 次

はじめにー社会福祉法人制度の概要	1
1 社会福祉法人とは	1
2 函館市内の社会福祉法人数	1
第1章 社会福祉法人の運営と管理	2
第1節 事業	2
1 社会福祉事業	2
(1) 第一種社会福祉事業	2
(2) 第二種社会福祉事業	3
(3) 社会福祉法の適用除外	4
2 福祉サービスの提供体制	4
3 公益事業および収益状況	4
(1) 公益事業	5
(2) 収益事業	6
(3) 収益事業収益の充当先	6
第2節 設立	7
1 定款の作成	7
2 定款の記載事項	7
(1) 必要的記載事項	8
(2) 任意的記載事項	8
3 登記	8
第3節 資産	10
1 概説	10
(1) 基本財産	10
(2) 運用財産	11
(3) 公益事業用財産および収益事業用財産	11
2 社会福祉施設の経営を行う社会福祉法人の設立に必要な資産	11
3 社会福祉施設の経営を行わない社会福祉法人の設立に必要な資産	13
4 資産の管理	13
(1) 基本財産	13
(2) 運用財産, 公益事業用財産, 収益事業用財産	13
5 残余財産の帰属	14
第4節 機関	14
1 理事	14
(1) 定数	14

(2) 選 任	1 4
(3) 任 期	1 6
(4) 親族等の人数の制限	1 6
(5) 欠格事項	1 7
(6) 欠員補充	1 7
(7) 理事の権限	1 7
(8) 解 任	1 8
2 理事会	1 8
(1) 理事会の成立	1 9
(2) 理事会の議決	1 9
(3) 議事録	2 0
3 監 事	2 0
(1) 定 数	2 0
(2) 選 任	2 0
(3) 職 務	2 1
4 評議員会	2 1
(1) 組 織	2 2
(2) 評議員の委嘱	2 2
(3) 評議員の任期	2 2
(4) 評議員会の権限	2 2
(5) 評議員会の成立	2 2
(6) 評議員会の議決	2 3
(7) 議事録	2 3
第5節 情報の公開と苦情の解決	2 3
1 財務諸表等の開示	2 3
2 サービス情報の提供	2 4
3 苦情の解決	2 4
第6節 社会福祉法人に対する監督	2 4
1 所轄庁	2 4
2 一般的監督	2 5
3 助成に伴う監督	2 6
4 事業に伴う監督	2 7
第2章 各種申請等の事務手続	2 8
第1節 設立認可申請	2 8
1 概 説	2 8
2 設立等に関する事務手続	2 8
(1) 施設を経営する場合	2 8

(2) 施設経営を行わない場合	29
3 設立認可申請に必要な書類	29
4 設立認可後の事務手続	32
(1) 法人の設立登記	32
(2) 役員および評議員の選任	32
(3) 財産移転報告書	32
(4) 定款変更届の提出	32
(5) 不動産使用証明願の提出	32
第2節 役員等就任報告および財産移転報告	33
1 役員等就任報告	33
(1) 概説	33
(2) 報告に必要な書類	33
2 財産移転報告	34
(1) 概説	34
(2) 報告に必要な書類	34
第3節 定款変更認可申請	35
1 概説	35
2 申請の手続	35
(1) 提出書類	35
(2) 提出部数	35
第4節 定款変更届	38
1 概説	38
2 届出に必要な書類	38
(1) 提出書類	38
(2) 提出部数	38
第5節 基本財産処分承認申請	41
1 概説	41
2 承認を受けるべき事項	41
3 申請に必要な書類	41
(1) 提出書類	41
(2) 提出部数	41
4 処分後の手続	42
第6節 基本財産担保提供承認申請	42
1 概説	42
2 担保提供が認められる範囲	43
3 申請に必要な書類	43
(1) 提出書類	43
(2) 提出部数	44

第7節	理事長変更届	4 6
1	概説	4 6
2	届出に必要な書類	4 6
(1)	提出書類	4 6
(2)	提出部数	4 6
第8節	不動産使用証明願	4 7
1	概説	4 7
2	証明を受けるために必要な書類	4 8
(1)	提出書類	4 8
(2)	提出部数	4 8
3	証明を受けた後の手続	4 8
第3章	社会福祉法人の解散と合併	4 9
第1節	概説	4 9
第2節	解散	4 9
1	解散の事由	4 9
2	解散の手続	5 0
(1)	解散の認可または認定	5 0
(2)	解散の認可または認定の申請手続	5 0
(3)	届出すべき場合	5 0
(4)	解散の登記	5 0
第3節	清算	5 1
第4節	合併	5 1
1	合併の手続	5 1
(1)	提出書類	5 1
(2)	提出部数	5 2
2	合併の時期	5 2
3	合併の効果	5 2
 <資 料>		
・	社会福祉法人の設立および運営に関する法令, 通知集	5 4
	定款準則	6 7
	社会福祉法人定款例	7 9
・	函館市社会福祉法施行細則の別記様式(社会福祉法人認可申請等関係部分)	8 0
	(平成17年函館市規則第73号)	
・	社会福祉法人の設立および運営に関する要綱	9 0
	(平成17年10月1日施行)	
・	個人情報保護規程	1 2 1

• プライバシー・ポリシー	1 2 6
• 社会福祉法	1 2 7

はじめに－社会福祉法人制度の概要

1 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第22条の定めるところにより設立された法人です。

ここで言う社会福祉事業とは、法第2条により規定されている第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業であり、広い意味で社会福祉を目的とする事業と言われているものであっても、これらの事業以外は含まれません。したがって、法第2条に定める事業を本来の目的としなければ、社会福祉法人としては認められません。

社会福祉法人制度は、民間社会福祉事業の公共性と純粋性を確立するために、一般社団法人または一般財団法人とは異なった組織の特別法人を創設しようとするものであり、社会福祉法人以外のものは、その名称に「社会福祉法人」またはこれに紛らわしい文字を用いてはならないと規定され、名称の保護が図られています。（法第23条および第13条）

また、社会福祉法人が事業を行うに当たっての「経営の原則」が定められており、社会福祉法人は、社会福祉事業の主な担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上、事業経営の透明性の確保を図ることが求められています。（法第24条）

2 函館市内の社会福祉法人数

法人数	函館市所管	32
	北海道所管	4
	計	36

注 平成22年10月1日現在